

# 介護支援専門員法定研修を受講した方に 受講費の一部を助成します！

人吉市では、介護の現場で働く介護支援専門員を応援するために、介護支援専門員法定研修を受講した方（一定の条件があります）に対して、予算の範囲内で研修受講費の一部を助成します。

## 【対象者】

介護支援専門員実務研修等を修了した方のうち、次に掲げる要件を全て満たす方

- ① 人吉市内の介護事業所で介護支援専門員の資格を要件とする業務をしている方
- ② 研修修了日の翌日から起算して1年以内の方
- ③ 3箇月以上勤務し、現在も勤務している方

## 【助成対象研修】

- |               |                 |
|---------------|-----------------|
| ① 介護支援専門員実務研修 | ② 介護支援専門員専門研修   |
| ③ 介護支援専門員再研修  | ④ 介護支援専門員更新研修   |
| ⑤ 主任介護支援専門員研修 | ⑥ 主任介護支援専門員更新研修 |

## 【対象経費】

助成対象研修の受講費及び教材費等（分割払いに伴う手数料等は含みません）

## 【助成額】

対象経費から教育訓練給付金及び他の助成金を差し引いた額。ただし、上限は5万円です。

## 【申請方法】

次の書類を添えて交付申請書（様式第1号）を提出してください。

- ① 研修を修了したことを証する書類の写し
- ② 受講費等の領収書等の写し
- ③ 勤務証明書（様式第2号）
- ④ 介護支援専門員証の写し

※その他、書類の提出を求める場合があります。

**★★交付要項・申請様式等は人吉市ホームページに掲載しています★★**

## 【お問合せ】

人吉市役所 高齢者支援課 介護保険係（市役所1階6番窓口）

〒868-8601 人吉市西間下町7-1

電話 22-2111（内線1231）

# 介護支援専門員法定研修受講費助成補助金

## Q&A

### Q1 助成金の対象となる研修は？

**A1** ①介護支援専門員実務研修、②介護支援審問員専門研修、③ 介護支援専門員再研修、④介護支援専門員更新研修、⑤主任介護支援専門員研修、⑥主任介護支援専門員更新研修の6つの法定研修が対象です。

### Q2 「介護支援専門員の資格を要件とする業務を行う者」 とは？

**A2** 各サービスの人員基準上、介護支援専門員としての配置を求められている従業者のことです。

### Q3 申請できる期間は？

**A3** 研修修了日の翌日から起算して1年以内であれば申請できます。（例えば、令和7年9月1日に研修を修了した場合、翌2日を起算日とするので令和8年9月1日まで申請可能。）ただし、年間の予算額に達した時点で申請受付終了となります。

### Q4 助成金の対象となる経費は？

**A4** 研修の受講費及び教材費等です。分割払いに伴う手数料や追試等にかかる費用は対象となりません。また、雇用保険法第60条の2に規定する教育訓練給付金及び研修受講にかかる他の助成金を利用された場合は、その額は除きます。

### Q5 申請は人吉に住所がある人だけか？

**A5** 勤務地が人吉市内にある対象事業所であり、助成の条件を満たす方であれば、市外住民も対象となります。